

飯塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市（以下「発注者」という。）が「飯塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託」の受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための必要な手続き等について定めるものである。

1 業務名

飯塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託

2 業務の目的

国民健康保険診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の点検業務を委託し、民間事業者のノウハウを活用することにより、内容点検財政効果額を向上させ医療費の適正化を図るもの。

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

但し、契約締結の日の翌日から令和7年3月31日までは、業務の準備期間とし、その期間に係る経費については、受注者の負担とする。

4 見積限度額

29,400,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

【年度別見積限度額】

令和7年度 14,700,000円

令和8年度 14,700,000円

5 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

6 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、飯塚市有資格者名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。（消費税及び地方消費税を含む）
- (8) 過去5年以内（令和元年から令和5年度）に市町村国民健康保険における診療報酬明細書点検等業務の年間委託の実施実績があること。

7 事業者の公募

- (1) 市ホームページに掲載して行うものとする。
- (2) 公募期間は、令和6年11月27日（水）から令和7年1月7日（火）までとする。

8 実施スケジュール(予定) ※日程については変更する場合あり。

日 程	内 容
令和6年11月27日(水)	募集開始
令和6年12月12日(木)15時まで	質問票受付期限
令和6年12月18日(水)	質問票回答期限
令和7年1月7日(火)	参加表明書及び提案書等提出期限
令和7年1月21日(火)	第1次審査（書類審査）結果通知 ※プレゼンテーション実施の連絡を含む
令和7年2月5日(水)	第2次審査（プレゼンテーション）
令和7年2月13日(木)	第2次審査結果通知
令和7年2月下旬	契約締結

9 審査の手順

審査は、飯塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき実施する。なお、第1次審査及び第2次審査において、提案者名は伏せて審査を行うものとする。

- (1) 第1次審査は書類審査にて実施する。参加表明者が多数となった場合（4者以上となった場合）は審査委員会において「審査項目及び配点」の区分1～4の項目により審査を行い、第2次審査参加者を上位から概ね3者程度選定する。
- (2) 第1次審査結果通知
 - ①第1次審査通過者には、審査結果と第2次審査（プレゼンテーションによる審査）の実施について書面で通知する。
 - ②上記①以外の者には、審査結果のみを書面で通知する。
- (3) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

第1次審査通過者によるプレゼンテーションを実施し、委員会における第1次審査及び第2次審査での合計点により、受託候補者、次席者を決定する。最高得点の者が複数いる場合は、「審査項目及び配点」の区分5～18の合計点が高い者を受託候補者とする。それでも同点の際はくじにて順位を決定する。

但し、審査の結果、最高得点の提案者の総得点が全選考委員の合計点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度選考するものとする。

※プレゼンテーションでは、資料等について事業者名はふせること。事業者が特定できる情報を公表した場合は、各審査員の得点から減点する。

※プレゼンテーションの時間は1者につき、15分以内とし、15分間の質疑応答時間を設ける。

※プレゼンテーションでの追加資料の提出は認めない。パソコン等の機材を使用する場合は、第1次審査通過者が持参し準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意する。
- (4) 第2次審査結果通知
 - ①受託候補者には、電話にて連絡を行った後、書面で通知する。
 - ②上記①以外の者には、審査結果を書面で通知する。
- (5) 審査結果の公表

審査結果については、市ホームページに以下の内容で公表する。

 - ①受託候補者の名称、所在地、総得点
 - ②受託候補者以外の総得点（社名等は非公開とする。）

[審査項目及び配点]

第1次審査	区分		審査項目	評価項目	評価基準	配点	
	基本事項	1	業務実績について	受託実績	過去 5 年間の市町村国保における年間契約の受託件数（団体数）	10	
		2		内容点検効果率	実績のある直近年度において内容点検効果率が高いか。	15	
		3	従事者について	従事者の経験年数	従事者の平均経験年数	10	
第2次審査	見積	4	見積金額について	見積金額	コストの算定は妥当か。	10	
	提案書	5	受注業務に対する基本的な考え方について	業務理解度	業務目的及び基本的な考え方を理解しているか。	10	
		6		取り組み姿勢	積極的な取り組み姿勢が感じられるか。	10	
		7	受注後の研修体制について	受注後の研修体制	研修は外部・内部を合わせて、回数や内容を含めて具体的に計画されているか。	10	
		8	人員の確保等について	人員確保	レセプト点検業務経験の豊富な者を従事者として安定確保できるか（従事者の具体的な経験年数や人数）	10	
		9		人員体制	5人以上を確保して、急な休暇等にも対応できる体制となっているか。	10	
		10		責任者等の配置	責任者や技術指導員等がどの程度、現場に従事することになっているか。	10	
		11	点検・運用方法について	業務計画	単月点検・縦覧点検・柔道整復点検に割り当てる日数は、点検枚数を処理できるものとなっているか。	15	
		12		縦覧方法	内容点検効果率を上げるための縦覧方法（対象月数・抽出方法・回数）となっているか。	15	
		13	内容に疑義のあるレセプトについて	取り組み姿勢	積極的に疑義を解消する姿勢は感じられるか。	10	
		14		確認方法	疑義があるレセプトの確認方法について、具体的な方策を示しているか。	10	
		15	内容点検効果率について	目標値	達成可能な目標値となっているか。（具体的な方策があるか。）	15	
		16	個人情報保護について	社内規定	プライバシーマーク等の取得状況、個人情報保護について社内規定等に基づき適切に取り扱っているか。	15	
		17	その他	創意工夫	上記以外、レセプト点検業務に対する自社独自の取り組みがあるか。	15	
		その他	18	減点について	社名情報の公表	プレゼンテーション等において事業者を特定できる情報を公表した場合	△10

※提案書には、上記審査項目の評価基準（5～17）の内容について、必ず審査項目を見出しにして順番に記載すること

10 質問票の受付及び回答

(1) 質問票の受付

受付期限：令和6年12月12日(木) 15時まで（必着）

提出方法：標題を「レセプト点検質問」とした電子メールにより、質問票（任意様式）を下記担当課のメールアドレス宛てに送信し、その旨を電話にて連絡すること。
電話及び直接来庁による質問には応じない。

担当課：飯塚市 市民環境部 医療保険課（担当：佐藤、久富）

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

E-mail iryou@city.iizuka.lg.jp

電話番号 0948-22-5500（内線1035）

FAX 番号 0948-25-0560

(2) 質問票に対する回答

令和6年12月18日(水)までに電子メールで回答し、後日、市ホームページに質問者名を伏せて掲載するものとする。

11 参加表明書及び提案書等の受付

(1) 提出書類（証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

※飯塚市有資格者名簿登載者については⑤～⑨省略可能

① プロポーザル参加表明書（様式1）・・・1部

② 会社概要票（様式2）・・・1部

※会社概要の分かるパンフレットがある場合は、その資料も併せて提出すること。

③ 企画提案書（様式3及び見積金額の積算根拠）・・・8部（正本1部、副本7部）

指定のフォームに入力してA4両面に印刷したものに、見積金額の積算根拠を添付すること。なお、積算根拠の様式及び頁数については指定しない。

④ 調査同意書（様式4）・・・1部

⑤ 役員等名簿（様式5）・・・1部

⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書。写し可）・・・1部

⑦ 直近決算の財務諸表・・・1部

⑧ 国税、県税及び市税の納税証明書・・・各1部

（未納が無いことが確認できるもの。写し可）

⑨ 印鑑証明書（原本のみ）・・・1部

⑩ 委任状（任意様式）※支店・営業所等を代理人とする場合・・・1部

(2) 提出期限

令和7年1月7日（火）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は書留郵便によること。ただし、持参する場合は、開庁日の8時30分から17時15分までの時間帯に持参すること。

(4) 担当課

飯塚市 市民環境部 医療保険課（担当：佐藤、久富）

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

E-mail iryou@city.iizuka.lg.jp

電話番号 0948-22-5500（内線1035）

FAX 番号 0948-25-0560

12 企画提案書の作成要領

- (1) 提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。
なお、白黒・カラーいずれでも可とする。
- (2) 本編は、A4 版、横書き、長辺綴じ、20 ページ以内、両面印刷とし、文字は 11 ポイント以上とする。但し、図表等で必要な場合のみ A3 版を折り込んで作成しても差し支えないものとする。
- (3) 提案書の内容は、審査項目の評価項目（5～17）ごとに、必ず審査項目を見出しにして順番に記載すること。
- (4) 表紙は、「飯塚市国民健康保険診療報酬明細書点検等業務委託に係る提案書」と記載する。
なお、正本 1 部にのみ記名及び代表者印を押印し、副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報（ロゴマーク等）は記載しないこと。（写真等の資料にも記載がないことを確認すること。）

13 プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 年 1 月 10 日（金）までに辞退届（様式 6）を提出するものとする。提出方法は、上記 11（3）の参加表明書等の提出方法と同様とする。

14 失格条項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 「6 の参加資格及び要件」を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (4) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されたもの
- (6) 契約が締結できない、または締結の意思が認められないもの
- (7) 「4 見積積戻額」を超える金額で提案された場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成 19 年告示第 28 号)の規定に該当する行為が認められた場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

15 契約の手続き

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、次席者と契約の手続きを進めるものとする。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則に従って取り扱い、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

16 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更を認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等の情報の公表に関しては、飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）の規定に基づき対応する。ただし、公表することにより参加者の競争上の地位その他正当な利益が著しく損なわれることが明らかなものについては公表しないものとする。

- (5) 委員会の会議は公表しないものとする。
- (6) 第2次審査の審査結果について一切の異議申立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は参加者の負担とする。
- (8) 契約締結後の事前研修並びに事務引継については、発注者と受注者で別途協議する。
- (9) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、委員会と事務局の協議により定める。